

協定区域	西区美賀多台3丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2009年1月21日 更新 2019年1月21日
	面積	13,056.62 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2019年1月21日～2029年1月20日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、協定締結時の区画とし、これを分割又は併合してはならない。ただし、区画を併合して個人専用住宅や(3)ウに該当する2世帯住宅を建築する場合はこの限りではない。
- (2) 協定締結時の地盤面の高さを変更してはならない。これは区画を併合して個人専用住宅などを建築しようとする場合も同様とする。
- (3) 建築物は1区画1戸建ての個人専用住宅とする。ただし、次の建築物で、協定第9条に定める運営委員会(以下「委員会」という。)の承認が得られたものに限り、建築可能とする。
- ア 個人専用住宅を主たる用途とする1戸建ての兼用住宅のうち、健全な事業を営む事務所(当該用途に供する部分の床面積が30 m²以下のものに限る。)の用途を兼ねるものであって、かつ、近隣に迷惑をかけないよう駐輪・駐車対策や防音対策を講じたもの
- イ 個人専用住宅を主たる用途とする1戸建ての兼用住宅のうち、学習塾等の小教室の用途を兼ねるものであって、かつ、近隣に迷惑をかけないよう駐輪・駐車対策や防音対策を講じたもの
- ウ 親子などが居住する2世帯住宅で、おおむね1戸建ての外観を有するもの
- (4) 商業用看板、広告物や自動販売機等の営業諸施設を設置してはならない。ただし、協定区域内の権利者の事務所や教室等の表札、小看板等及び営利を目的としないもので、必要最小限にして周辺と調和するのは、委員会の承認を得れば設置できるものとする。
- (5) 建築物の新築・増改築をしようとする場合は、建築物の外壁やこれに代わる柱の面又はバルコニーの手すり壁等の面から隣地境界線までの距離は85 cm以上とすること。ただし、協定締結時の間隔がこの距離未満であることが明らかな当該壁側のその部分については、協定締結時の距離以上とする。また、駐車場、移設可能な物置その他これらに類する用途に供するもので小規模なものはこの距離制限の対象外とする。
- (6) オープンで明るい街並みの雰囲気など現在の良好な住環境を維持し、また、日照や通風の妨げにならないよう塀の高さは地盤面から150 cm以下としなければならない。
- (7) 建築物の色彩は、原色や刺激的な色を避け、自然環境及び周囲の住環境と調和する色合いとする。
- (8) 敷地内には積極的に植栽を行い、緑化に努めるものとする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

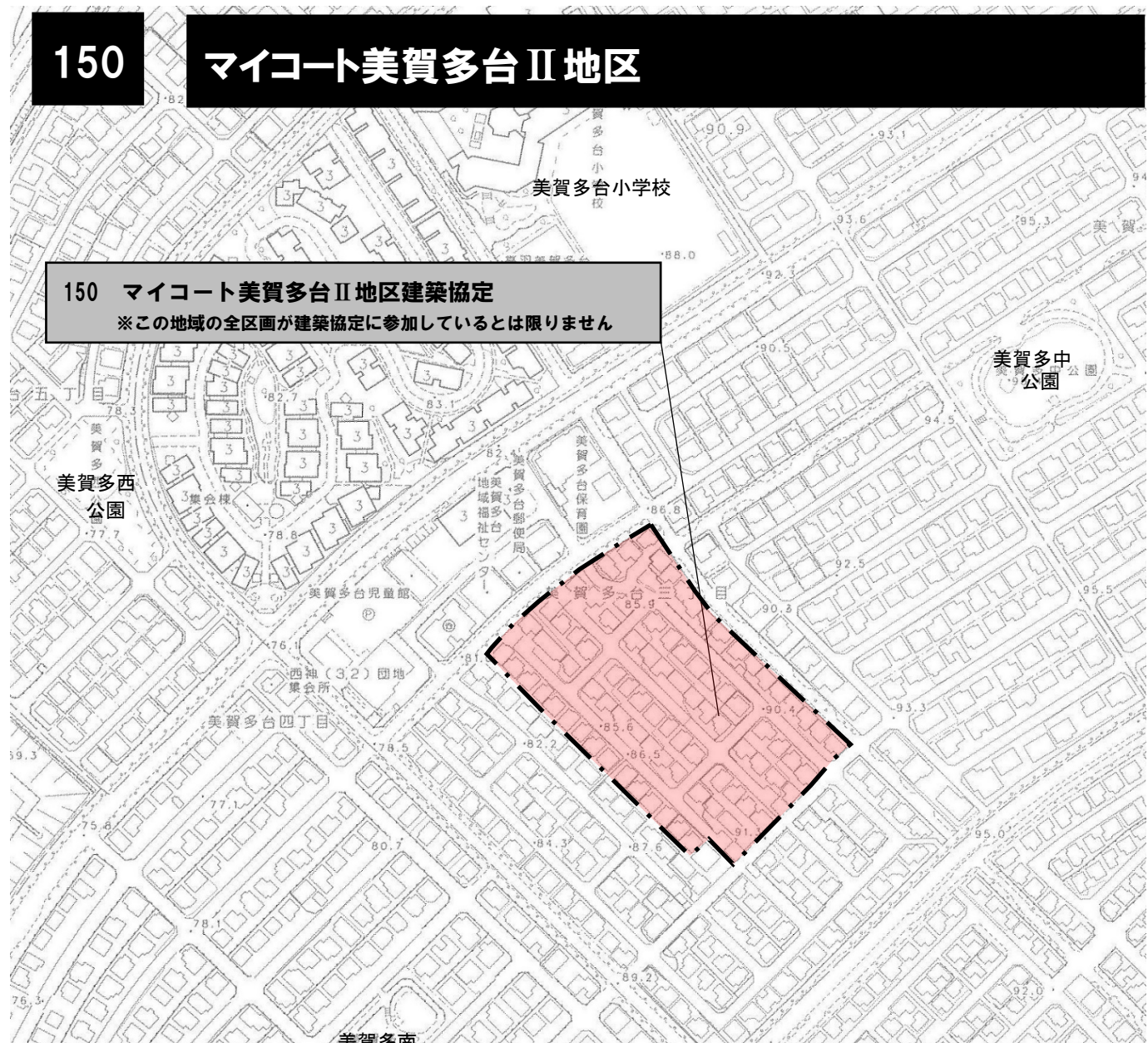
<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

150

マイコート美賀多台Ⅱ地区

150 マイコート美賀多台Ⅱ地区建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図



西神中学校

N

